

金融モラトリアムは是か非か

弁護士

佐久間

信司

1

金融円滑化法が施行…

平成21年12月4日、中小企業者や住宅ローン借入者の救済のため、いわゆる金融円滑化法が施行されました(平成23年3月31日までの時限立法)。現在は半分ほど期間が経過し折り返し点にきています。平成21年9月の連立政権発足後まもなく、亀井金融相(当

時)が「金融モラトリアム」とぶち上げたときには経済界からブーイングが起き立法化が懸念されましたが、その後、同法は強制的に支払を減免・猶予するのではなく金融機関に努力義務を課すだけにするということで短期間に立法化された経緯があります。

さて、施行後の金融機関の動向はどうなっているのでしょうか。今年5月中旬から全国のメガバンク、地方銀行などで措置状況が公表され、5月末には金融庁が全国661の金融機関の返済緩和状況を公表しました。それによると返済条件緩和の申請件数は計52万1030件(うち中小企業が46万5904件、住

返済猶予の実施状況は？

2

宅ローンの借り手が5万5126件)、貸出総額は13兆6383億円。条件緩和の実行率は審査中の案件を除くと9割を超える高い水準にあり、金融機関が中小企業支援に高い役割を果たしているとのマスコミ報道です。

3

返済猶予の企業再生への効果は？

しかし、この金融庁の発表には少し誤解をよぶ面があります。というのは公表された「申請件数」というのは個々の貸付債権の数であって、企業数はおそらくその数分の1に留まるでしょうし、返済条件緩和といってもほとんどは元金の1年以内の返済猶予に

留まり、債務者企業の実質的な債務負担を軽減するものではありません。しかも猶予期間が経過すれば原則としてもとの返済が復活する。これでは過重債務を負った中小企業の延命策にしかないとの意見もあります。

中小企業の活性化には元金免除などの追加措置が必要では？

4

中小企業にしてみれば元金の返済猶予でキャッシュフローが一時的に楽になるだけでも助かる面はありますが、中小企業が真に再建に向けて足を踏み出すには、それと合わせて金融機関に貸し手責任を負わせる措置も必要ではないでしょうか。金融円滑化法は「金融機関は中小企業者の事業改善または再生の可能性などを勧告し貸付条件の変更その他の『債務弁済負担の軽減措置』を取るよう努めるものとする。」と定めており、窮境にある中小企業が、金融機関の支援があれば事業再生が可能という場合に、金融機関が元金の返済猶予に留まらず元金や利息の減免まで行うことを抑制するものではありません。金融機関側から言われる、一部の取引先に貸付金の免除をすると真面目に返済している企業の事業意欲をそぐとの批評は、実態に合致していないと思います。

もちろん、かような措置は金融機関に犠牲を求めるのですから、前提として中小企業自身の真剣な経営改善努力が必要だし、経営者が個人資産を処分して返済に回すなど個人責任を果たすことが求められます。そして当該企業独自の生産設備や技術・ノウハウの保全、地域経済への貢献及び雇用の確保など、その企業に対する支援に一定の社会的意義が認められることが必要でしょう。

このように、中小企業自らの内なる経営改善の取組みと、金融機関の貸付元金・利息の免除まで含む支援を無税で行えるような立法措置まで踏み込んでゆかなければ、この国の多くの中小企業の活性化を実現することは難しいのではないのでしょうか。これが中小企業の活性化に向けて取り組んでいる私の実感です。